

加盟団体規程

(目的)

第1条 公益財団法人徳島県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第9条により、加盟団体に関する事項について定める。

(加盟団体)

第2条 本会定款（以下「定款」という。）第5条による加盟団体は、次のとおりとする。

- (1) 定款第5条第1号に定める団体（以下「加盟競技団体」という。）を別表1に定める
- (2) 定款第5条第2号に定める団体を別表2に定める
- (3) 定款第5条第3号に定める団体を別表3に定める
- (4) 定款第5条第4号に定める団体を別表4に定める

(加盟手続)

第3条 定款第6条により、新たに本会の加盟団体になろうとする団体は、次の書類を本会理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 規約等
- (3) 役員名簿
- (4) 前年度事業概況書、当該年度事業予定表及び当該年度予算書
- (5) その他本会が必要と判断した資料

2 加盟の承認を得た団体は、直ちに第4条の加盟団体会費を納入しなければならない。

(加盟団体会費の納入)

第4条 加盟団体は、定款第7条により、理事会において別に定めた加盟団体会費を毎年8月末日までに納入しなければならない。ただし、年度途中で加盟した団体は加盟を許可された後、速やかに納入するものとする。

(報告義務)

第5条 加盟団体は、毎年事業年度開始1ヵ月前から開始1ヵ月後の間に、当該年度の事業計画書及び収支予算書を本会に届け出なければならない。

2 加盟団体は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、当該年度の事業報告書及び収支決算書を次の書類を添えて本会に届け出なければならない。

- (1) 新年度の役員名簿
- (2) 決算時の登録人数
- (3) その他本会が必要と判断した資料

3 加盟団体は、当該団体の役員、規程、規約等、既に本会に提出してある書類に変更があったときは、直ちに書面をもって本会に届け出なければならない。

(加盟団体の権限)

第6条 加盟団体は、次の権限を有する。

- (1) 本会会長等が加盟団体代表者会議又は事務連絡の会議等の招集を求めたときに、出席すること。
- (2) 本会が行う加盟団体と連携する事業に参画又は応募すること。
- (3) 本会が加盟団体を対象として行う意見募集に応募すること。

- (4)加盟団体の組織運営等に関して本会の指導又は助言を求めること。
- (5)徳島県スポーツ協会正加盟団体であることを称すること。
- (6)本会が提供した情報を取得すること。

(遵守すべき事項)

第7条 加盟競技団体は、関係法令及び加盟団体に適用する本会諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規程を整備した上で、それに基づき組織運営を行わなければならない。

2 加盟競技団体は、前項に加えて、次の事項に取り組まなければならない。

- (1)暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
- (2)アンチ・ドーピング規程の遵守、その他のアンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
- (3)スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。
- (4)役職員等の関係者に本会の倫理規程第3条及び第4条に定める事項を遵守させるとともに、本会が定める「倫理に関するガイドライン」に則り、必要となる諸規程等及び体制の整備の上、それに基づき組織運営等を行うこと。

(休止・脱退又は除名)

第8条 定款第8条により、加盟団体が休止又は脱退しようとするときは、次の書類を会長に提出し、理事会の決議を経て、休止又は脱退することができる。

- (1) 休止届又は脱退届
- (2) 休止理由書又は脱退理由書
- (3) その他本会が必要と判断した資料

2 定款第8条第2項により、加盟団体が定款第5条に掲げる資格を失ったと認められるとき、又は本会の加盟団体として不適当と認められるとき、本会は、理事会において、出席理事の3分の2以上の同意を経て、これを除名させることができる。

3 前項により本会が加盟団体を除名する場合は、事前に総務委員会において、弁明の機会を与え、審議するものとする。

(加盟団体会費の精算)

第9条 加盟団体が前条第1項または第2項により休止もしくは脱退又は除名となった場合は、既に納付した加盟団体会費は、理由の如何を問わず返還しない。

2 休止もしくは脱退又は除名前に支払いの義務が生じた加盟団体会費は、直ちに納付しなければならない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人徳島県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この規程は、令和2年4月1日から一部改定して施行する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から一部改定して施行する。